

沖縄県、国（沖縄総合事務局）の泡瀬埋立事業の「変更手続き」書類への意見

沖縄県那覇市首里石嶺町4 - 363 鎌田 隆

告示・縦覧の書類への意見書です。

1. インターネットが発達した時代です。WEB上で公開し、多くの国民・県民・市民の意見を聞くべきです。
2. 今回の事業は、新事業です。アセス法に基づく手続きをとるべきです。
3. 国・県は沖縄市案が全て正しいとして、この事業を進めようとしています。沖縄市案は、様々な問題を含んでいます。国・県は沖縄市案を再検証すべきです。次に再検証すべき点を指摘します。

観光客数予測	宿泊需要数予測	マリーナ需要予測	小型船だまり予測
宿泊施設	商業・医療施設	沖縄市財政に与える影響	経済波及効果
総事業費			
4. 今回の、県・国の変更手続きは、今回の311東日本大震災を教訓としていません。沖縄県が防災計画の見直しを現時点で行っていないから、従前の計画でもいいという立場は、公有水面埋立法上でも許されません。
5. 枝野沖縄担当大臣は、5月11日の紙智子参議院議員への国会答弁で「津波、液状化の対策については、県の防災計画の変更を見て対応する。リスク等については、沖縄市・国も検証し評価しなおし対応する。経済合理性も沖縄市と相談する。」と述べています。液状化、津波、金額面も見直し、沖縄市の財政に与える影響も検証しなおさなければならないのに、事業は進行していくという根本的な間違いを正すべきです。
6. 仮設道路については、「長さ890m、4車線、沖縄市国体道路とつなぐ」とだけ記載があり、工事費、震災対策などの記載は一切ない。避難場所の高台について、何処に作るのか、何処が金を出して造るのか、何も示されていません。
7. 国が埋立に使う新港地区東埠頭の整備の浚渫土砂は、 491 m^3 （変更前 885 m^3 ）で従前の約55%の利用である。また、東埠頭の整備が遅れているから分譲が進まないといいながら、23年度は、C1護岸、二1護岸、仮設道路3の工事があるだけで、浚渫工事（埋立工事）は見当たらないし、予算も8千万円程度（今後の予算107億円のわずか0.7%）である。国の工事着工の目的に大きな問題がある。「工事着工ありき、つなぎの予算」の批判は当然である。

また、変更前の「埋立てに関する工事に要する費用の額の明細」の中で、個別の事業の金額は記載されているが、変更後のものは、金額、過年度金額がまとめ

て記載されており、個別に記載されていない。これでは、比較できないし、埋め立て面積は半減したのに、埋立て費用が、変更前 314 億円から変更後 332 億円になったことの説明責任を果たしていない。明細を明かにすべきである。関連して、増減内訳 24 億円（環境保全及び監視+62 億、周辺環境への配慮+43 億円、護岸変更-81 億円）を説明しているが、告示・縦覧の書類・変更後の工事費明細との整合性が無い。環境関連の増額は、アセスの杜撰さや、洗浄・汚濁防止幕の見積もり対策の甘さの結果であり、そうであれば、別途項目としてきちんと説明すべきである。国は、説明責任を果たしていない。

また、沖縄県の変更後の工事費の明細で、平成 23 年度、平成 24 年度の金額が全て「ゼロ」になっており、改修工事は平成 28 年度から支出、臨海部土地造成工事は、平成平成 29 年度からの支出になっている。沖縄市・中部地域の活性化のためを言いながら、着工から約 6 年間は、県工事が行われなかったということは、この工事の目的が、「国の浚渫土砂処分場造り」のみにあることを示している。

- 9 . 沖縄県の埋立工事の「設計概要説明書」の商業施設その 2 の地盤高が、従前 C.D.L. +5m となっているのに、今回（変更後）C.D.L. +4m になっている。大潮平均高潮面から見れば、2m 以上の津波が来たら、被害を受けます。沖縄でも 10m ~ 20m 以上の津波は予測されています。これは、まさに大震災による被害についての考慮が全くない事例の一つである。国も、地盤高が 20cm 下げられています。このような全く杜撰な計画で進められる埋立は許されない。